

2022. 8. 9 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行

<https://laborunion.xsrv.jp/kitunion>

2022 年人事院勧告を受けて全大教より声明が出されました

全大教中央執行委員会は、本日 8 月 8 日に行われた本年の人事院勧告 (https://www.jinji.go.jp/kankoku/r4/r4_top.html) を受けて、**全大教中央執行委員会声明「国公立大学・高専・大学共同利用機関で働く教職員の賃金改善を求める、として声明を発表しました。**詳細は添付の「2022-08-08 全大教中央執行委員会 人勧声明」をご覧ください。

本学においても、2022 年 5 月 11 日に開かれた 2021 年度第 4 回労使協議において、下記の通り、国立大学京都工芸繊維大学職員給与規則等の一部改正が行われました（くみあいニュース No.169 とその添付資料参照）。

今回の人事院勧告を受けて、組合では本学で出された年俸制の教員の年俸を下げる案を廃案にする等、賃金改善を求めて参りたいと思います。

国立大学京都工芸繊維大学職員給与規則等の一部改正について

2021 年 8 月の人事院勧告に基づいた国家公務員給与法等の改正(4 月 13 日 公布)に基づき、本学給与規則の改正案が示されました。国家公務員の場合と異なり本学では令和 3 年度相当分に遡っての減額は行わず、当該年度分の減額のみを実施する内容です。年俸制適用職員給与規則は令和 5 年 1 月 1 日付、それ以外は令和 4 年 6 月 1 日付の施行案となっています。

内容としては以前の労使協議での提案と同内容であり、法の改正に伴い改めて発表されたものです。今後の景気変動に従い増額がなされるかの質問が出されましたが、国家公務員給与法等の改正に従いあり得るという回答が得られました。

- 一般職基本給表、教育職基本給表及び医療職基本給表を適用する職員、期間雇用非常勤職員の期末・勤勉手当が年 4.45 月から 4.30 月へ変更され、令和 4 年度以降 6 月期、12 月期共に期末手当が 0.075 月分 引き下げ。
- 指定職基本給表を適用する職員、特定再雇用職員の期末手当が年 1.47 月から 1.37 月へ変更され、令和 4 年度以降 6 月期、12 月期共に期末手当が 0.05 月分 引き下げ。
- 新年俸制の職員の年俸は 0.15 月分の引き下げ、職務給基本額の減額、基礎額に乗じる係数が 2.55 から 2.40 に変更。
- 旧年俸制の職員の年俸は 0.15 月分の引き下げ、成績給の減額、学長が決定する成績区分境の成績率(別表第 8)が変更。令和 5 年 1 月 1 日以降に額が決定する職務給基本額または成績給から適用。

執行部では、組合員の皆さん方からの声を集め、積極的に学長や大学に伝えていきます。要求事項、要望事項、悩みごと、身近な問題点などありましたら、些細なことでも結構です。執行部、代議員までお寄せください。

・連絡先：kyoto.tech.union@gmail.com、フォーム：<https://forms.gle/xNYPvweCy8LoWVnKA>